

## 理美容のシャンプー、コールドパーマー液等の使用による接触皮膚炎について

## 労働基準法施行規則別表第1の2

## 第四号 化学物質等による次に掲げる疾病

- 1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの
- 2～7 (略)
- 8 1から7までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

## 1 第4号8のうち「理美容師のシャンプー、洗剤又はコールドパーマー液等の使用による接触皮膚炎等」の可能性のある業務別認定件数(年度別)

	17	18	19	合計
理美容師のシャンプー、洗剤又はコールドパーマー液等の使用による接触皮膚炎等	4	4	2	10

## (参考) 第4号8のうち「理美容以外の業務によって「接触皮膚炎」に罹患した可能性のあるもの

	17	18	19	合計
洗剤、洗淨剤、洗淨液による湿疹、接触皮膚炎、中毒、咽頭炎	5	1	2	8
漂白剤による接触皮膚炎、咽喉頭炎、鼻炎			1	1
害虫駆除剤による中毒、皮膚炎		1		1
白アリ駆除剤による皮膚炎、神経障害等	1			1
接着剤及び硬化促進剤による湿疹、接触皮膚炎	2			2
医薬品・化粧品による接触皮膚炎、意識障害		1	1	2
コンクリート粉じんの吸引による皮膚炎等	1			1
研削切削液による皮膚炎		1		1
顔料、インクによる接触皮膚炎、末梢神経障害			1	1
溶剤(メチルエチルケトン、イソプロピルアルコール等)による中毒、接触皮膚炎等		3		3
灯油による接触皮膚炎、外耳道炎、中毒		2		2
タイル用目地材(セメント系・アルカリ性)による接触皮膚炎	1			

2 「職業性皮膚障害の外的因子の特定に係る的確な診断法の研究・開発、普及」研究報告書  
(20・4 独立行政法人労働者健康福祉機構)

(1) 概要

Brial社(ドイツ)、Chemotechnique社(スウェーデン)が理・美容師向けのパッチテスト用アレルゲンとして市販しているアレルゲンから、32種を選択し、63名(理容師10名、美容師53名)を被験者として、成分パッチテストを行った。

(2) 成分パッチテストの成績

上段:陽性例数/施行例数、下段:陽性率(%)

分類	成分名(アレルゲン)	パッチテスト成績		
		理容師	美容師	総括
● 染毛剤成分	パラフェニレンジアミン(PPD) ※4号1として告示しており、措置済み。	6/8 75.0	32/43 74.4	38/51 74.5
	パラトルエンジアミン(PTD)	1/8 12.5	3/43 7.0	4/51 7.8
	オルトニトロパラフェニレンジアミン(ONPPD)	1/8 12.5	2/43 4.7	3/51 5.9
	メタアミノフェノール(MAP)	1/8 12.5	0/43 0.0	4/51 2.0
	レゾルシン ※4号1として告示しており、措置済み。	0/8 0.0	1/42 2.4	1/50 2.0
	ピロガロール	0/8 0.0	0/43 0.0	0/50 0.0
	(PPD関連物質)	パラアミノアゾベンゼン(PAAB)	5/8 62.5	32/42 76.2
赤色225号(R-225)		3/8 37.5	17/42 40.5	20/50 40.0
● 脱色剤	過酸化水素	0/8 0.0	2/42 4.8	2/50 4.0
	過硫酸アンモニウム	0/8 0.0	7/42 16.7	7/50 14.0
	ハイドロキノン	0/8 0.0	4/42 9.5	4/50 8.0
● アルカリ剤	モノエタノールアミン	0/8	1/42	1/50
		0.0	2.4	2.0

● パーマ液成分	チオグリコール酸アンモニウム(ATG)	1/8 12.5	2/42 4.8	3/50 6.0	
	モノチオグリコール酸グリセロール	1/8 12.5	2/42 4.8	3/5 6.0	
	システアミン塩酸塩(CHC)	0/8 0.0	9/42 21.4	9/50 18.0	
● 界面活性剤	コカミドプロピルベタイン(CAPB)	4/8 50.0	17/42 21.4	21/50 42.0	
	香料	香料ミックス	3/8 37.5	2/42 4.8	5/50 10.0
	ペルーバルサム	0/8 0.0	2/42 7.1	3/50 6.0	
	● 防腐剤 殺菌剤 抗菌剤	ホルムアルデヒド ※4号1として告示しており、措置済み。	0/8 0.0	4/42 9.5	4/50 8.0
クロロアセタミド		0/8 0.0	2/42 9.5	2/50 8.0	
ケーソンCG		0/8 0.0	4/42 9.5	4/50 8.0	
ブロンポール		0/8 0.0	0/42 0.0	0/50 0.0	
クロロクレゾール		0/8 0.0	3/42 7.1	3/50 6.0	
クロロキシノール		0/8 0.0	1/42 2.4	1/50 2.0	
イミダゾリジニルウレア		0/8 0.0	2/42 4.8	2/50 4.0	
クアタニウム15		0/8 0.0	0/42 0.0	2/50 4.0	
ジアゾリジニルウレア		0/8 0.0	3/43 7.0	0/50 0.0	
ジンクピリチオン		0/8 0.0	2/42 4.8	2/50 4.0	
● 金属		硫酸ニッケル	0/8 0.0	9/43 20.9	9/51 17.6
		塩化コバルト	0/8 0.0	3/43 7.0	3/51 5.9
● ゴム	チウラムミックス	1/8 12.5	4/42 9.5	5/50 10.0	

### 3 「平成14年労働基準法施行規則第35条専門検討会」報告書の概要

「今般、包括規定により業務上疾病として認定されたもののうち、新たに追加すべきものがあるか否か検討するに当たって、理美容の業務におけるシャンプー液の使用等による接触性皮膚炎、・・・について、近年、認定事例があったため、着目していたところである。しかしながら、理美容におけるシャンプー液の使用等による接触性皮膚炎については、当該物質が混合物であり製品により有害性が異なること・・・等により、現時点において、新たに追加する必要はないと考えられる。」  
(「平成14年労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」より抜粋)